

# 評価のプロセス

## ～認証評価受審における留意点～

## 令和6年度 機関別認証評価の流れ

令和5年7月 評価の申込み及び受付

9月 自己評価担当者等への研修

9月 1日～ 動画配信

9月19日～ 個別相談会

12月 実地調査日程決定

・実地調査日程決定通知受領、学内への周知。

令和6年4月 機構担当者の決定及び評価料の支払い

5月 評価チーム決定

・評価チーム決定通知受領、評価員名等の確認。

※機構の担当者が決まると...

**事前相談の受付開始**  
(受審のてびき12ページ参照)

## 令和6年度 機関別認証評価の流れ

令和6年6月 自己点検評価書等提出  
・エビデンス集(データ編)、エビデンス集(資料編)を含む

7月 実地調査の準備  
・評価員会議用資料の提出  
・書面質問と依頼事項への対応  
・実地調査用資料の提出 など

※期間は...

**2週間**

10月～11月 実地調査  
・書面調査の分析結果を踏まえた実地調査  
・面談、視察、追加資料の提出 など

12月 「評価チーム評価報告書案」の受領  
・意見がある場合には申立てを行う

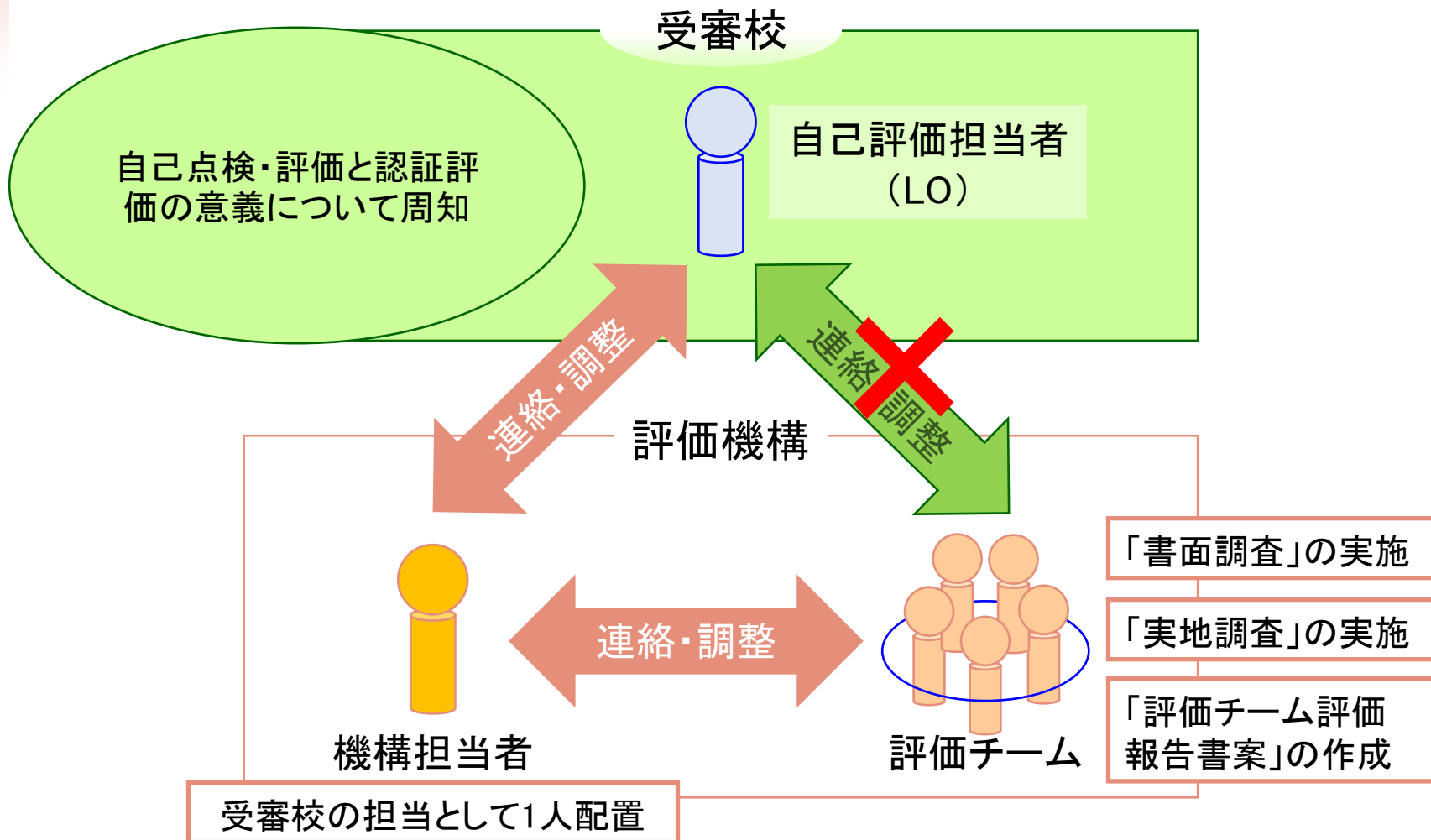
## 令和6年度 機関別認証評価の流れ

令和7年2月 「評価報告書案」の受領  
・意見がある場合には申立てを行う

3月中旬 評価結果を受領  
・認定証、評価報告書などを受領  
・自己点検評価書をホームページ等で公開

# ◆ 受審の流れ

## 関係者の役割



## 自己点検・評価の取組み方

### 学校教育法 第109条

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

### 自己点検・評価の目的

大学が掲げている使命や目標の達成状況などについて自らを評価することにより、教育研究活動の向上・改善に資する。

- ・可能な限り、全学的な組織で取組む
- ・自己評価担当者は、自己点検・評価の目的や認証評価の目的について、全学的な理解を促す。

# ◆自己点検評価書等を提出する

## 自己点検評価書の構成

### 表紙、目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、  
大学の個性・特色等

II. 沿革と現況

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

V. 特記事項

VI. 法令等の遵守状況一覧

VII. エビデンス集一覧

100ページ以内  
で記述

# ◆自己点検評価書等を提出する

## 自己点検評価書の記述

### 認証評価受審時の自己点検・評価

- ・「基準項目」ごと

- (1)自己判定

- 「満たしている」もしくは「満たしていない」

- (2)自己判定の理由

- エビデンスなどを用いた分析結果を含め客観的に記述

- (3)改善・向上方策(将来計画)

- 具体的な取組み・検討事項に対する学内体制、改善状況、将来計画など

- ・「基準」ごと

- 自己評価

- エビデンスなどを用いた分析結果



# ◆自己点検評価書等を提出する

## 優れた取組みに関する記述

### 優れた点の基本的な考え方

使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項です。全て公表されます。

- ◆質の保証及び向上に寄与する取組み
- ◆個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み
- ◆先進的で一定の成果を挙げている取組み
- ◆十分に成果を挙げている取組み
- ◆十分に整備され、機能している取組み
- ◆他大学の模範となるような取組み

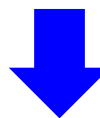


特色があり、一定の成果を挙げている取組みなどを積極的に記述

# ◆自己点検評価書等を提出する

## 独自基準設定の留意点

六つの「基準」のほかに、個性・特色として重視している領域



六つの「基準」に含まれない領域

過去の独自基準の例	重複する基準項目
留学生に対する支援	2-2.学修支援、2-4.学生サービス
教育環境の充実	2-2.学修支援、2-5.学修環境の整備
資格取得対策の充実	2-3.キャリア支援
図書館の教育機能	2-5.学修環境の整備
ICT教育／eラーニングの充実	2-5.学修環境の整備、3-2.教育課程及び教授方法
国際交流／留学プログラム	3-2.教育課程及び教授方法
地域貢献(ボランティア)活動	3-2.教育課程及び教授方法※

※留意するポイントは...

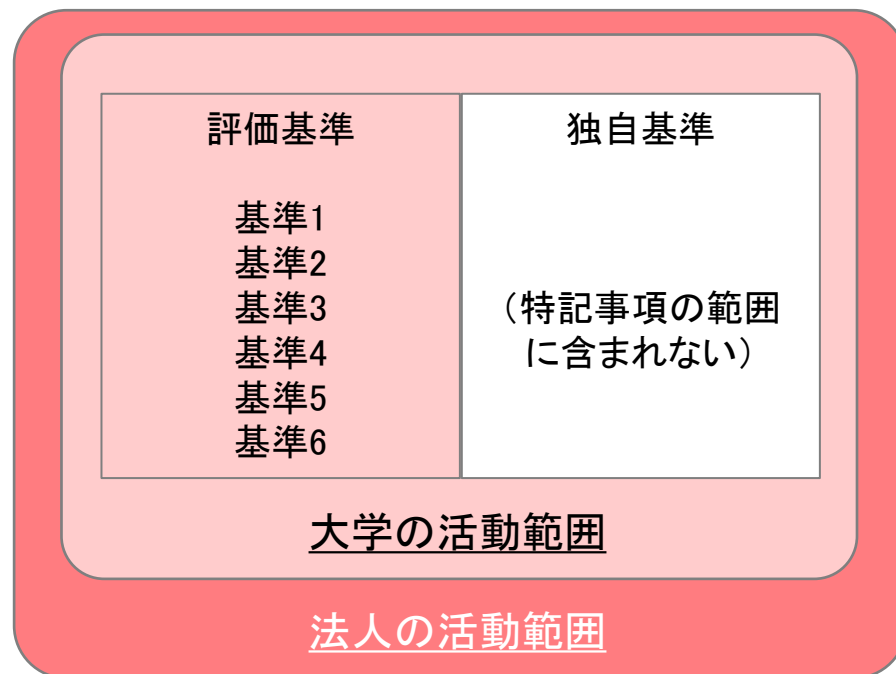
**単位認定されるかどうか**

# ◆自己点検評価書等を提出する

## 特記事項の留意点

大学が特筆したい「特色ある教育研究活動や事業」等のうち、  
独自基準の内容と重複しないものを三つまで記述

### 特記事項の範囲(イメージ図)



### 過去に提出された例

- ・特記事項が2ページ以上。  
→1ページ以内を厳守。

# ◆自己点検評価書等を提出する

## 法令等の遵守状況一覧の留意点

各法令の遵守状況について「○」「×」を記入する。該当しない場合は「—」を記入する。

### 学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第104条	○	学則第●条に学位の授与について定め、授与している。	3-1
第108条	—	本学は短期大学ではない。	2-1

### 過去に提出された例

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第●条	○	<b>学則</b> →「学則」のみでは遵守状況の説明になっていない。	3-1
第●条	—	<b>該当なし。</b> →公表することを踏まえて、可能な限り「なぜ該当しないのか」を記述してください。	2-1
第●条	△	→「○」か「×」を記入する。	3-2
第●条	?	→「○」か「×」を記入する。	2-2



→法令改正によって、追加される場合があります。

※追加される場合は...

**LO宛に連絡**

# ◆自己点検評価書等を提出する

## 記述の留意点

- ①根拠に基づいて簡潔に記述する。
- ②図表を活用する。
- ③改善方策は具体的に記述する。
- ④各基準間、エビデンス集との整合性を図る。
- ⑤全体を調整する。



- ・記述内容が第三者にも理解できる。



- 執筆者の期待や感想文のような主観的な表現ではなく客観的に記述する。
- いつまでに、誰が(どの部署が)、何をするか、など、可能な限り具体的に記述する。
- 数値、固有名詞(規程名、委員会名など)、執筆分担による齟齬がないようにする。

# ◆自己点検評価書等を提出する

## 記述の留意点

### 過去に提出された例

- ・申請した年度(例:令和6年度)の状況を記述  
→令和 6 年 5 月 1 日 時点の状況について記述する。
- ・基準項目や評価の視点が欠落
- ・自己判定を「概ね満たしている」として提出  
→自己判定は「満たしている」「満たしていない」のいずれかで記述する。
- ・独自基準の名称が目次と異なる  
→目次、本編、資料編一覧など、齟齬がないか確認する。
- ・独自基準の自己判定等が欠落  
→独自基準も他の基準同様に、自己判定、自己判定の理由、改善・向上方策を記述する。
- ・表紙のナンバリングが欠落  
→表紙の右下に通し番号(1~20)を記載する。

# ◆自己点検評価書等を提出する

## エビデンス集(データ編)

### データを作成する

- ・当機構ホームページから様式をダウンロードして作成する。
- ・令和 6 年 5 月 1 日 時点のデータを使用する。
- ・注意事項及び各データの注釈は削除しない。
- ・指定するデータ以外に独自のデータを追加する場合は、コードを各基準の末尾に続けて記載し、タイトルも付ける。
- ・該当しない項目には「該当なし」と記載する。
- ・Microsoft Excelで作成後、Microsoft Excel形式とPDF形式で提出する。





# ◆自己点検評価書等を提出する

## エビデンス集(データ編)

### 過去に提出された例

- ・誤った様式を使用して提出  
→法令改正への対応状況に応じて、該当する様式を使用する。
- ・データ未入力で提出  
→該当しない項目は、タイトルの横に「該当なし」と記載する。  
データ内の該当しない個所は「—」を記載する。(データ編の注意事項参照)
- ・数値の誤記入  
→数値(5月1日時点)を確認する。  
自己点検評価書に引用している場合には、本文も確認する。

当機構ホームページ

-  [【様式1】自己点検評価書 NEW](#)
-  [【様式2】エビデンス集\(データ編\) 改正後 NEW](#)
-  [【様式2】エビデンス集\(データ編\) 改正前 NEW](#)
-  [【様式3】改善報告書](#)

令和4年10月1日付で施行された大学設置基準を適用している場合は改正後の様式を使用する。



# ◆自己点検評価書等を提出する

## エビデンス集(資料編)の構成

### 一覧表

自己点検評価書で作成した一覧をコピーし、ファイルの先頭に綴じる。

### 基礎資料

概況を示す15種類の基礎資料(受審のてびき117、118ページ参照)をエビデンスとは関係なく提出する。

### 各基準項目の資料

「エビデンスの例示」なども参考にしながら自己点検・評価を行うとともに、該当する資料を基準項目ごとに提出する。



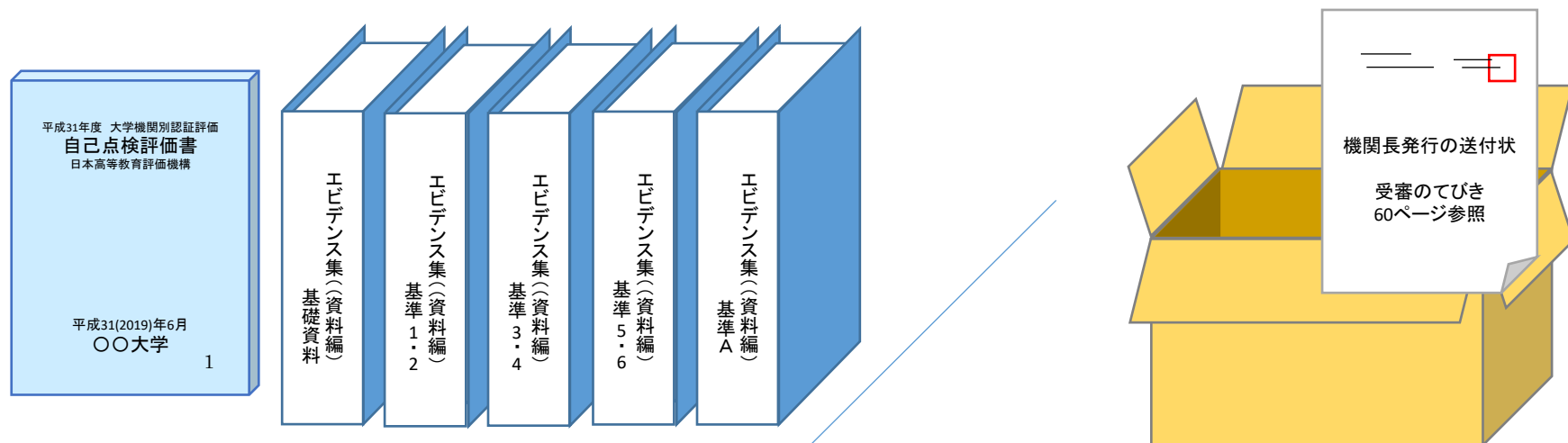
- 提出するもの以外に、実地調査時に2セット用意する。
- 【資料F-9】法人及び大学の規定一覧及び規程集と【資料F-12】履修要綱・シラバスは、電子データで提出し、実施調査時には、電子データで閲覧できるよう用意する。

### 過去に提出された例

- ・基礎資料の一部未提出  
→基礎資料はすべての受審校に求めている。
- ・インデックスと資料番号(コード)がズレている。

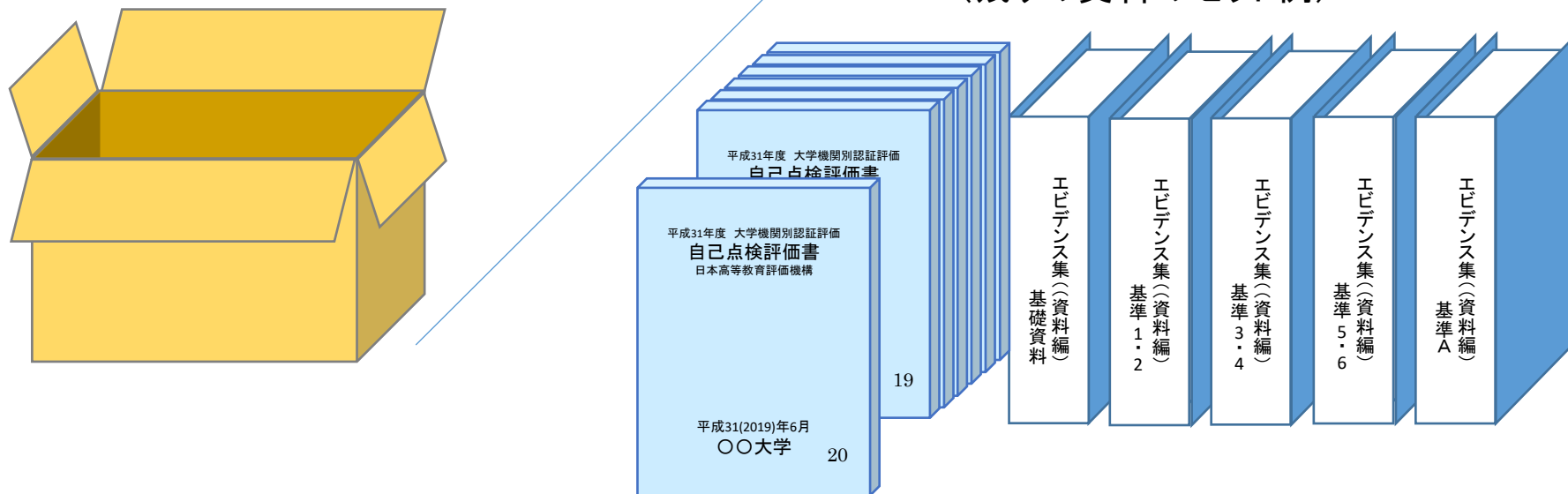
# ◆自己点検評価書等を提出する

## 参考：提出について



(評価員1人分のセット例)

(残りの資料のセット例)

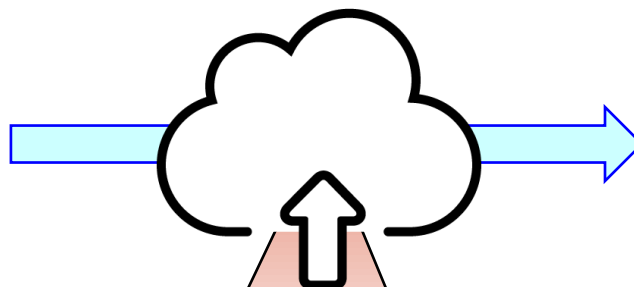


# ◆自己点検評価書等を提出する

参考：電子データの提出について



受審大学・短期大学



過去に提出された例  
・ファイルの保存形式の間  
違いや欠落

# ◆実地調査を受ける(事前準備を含む)



## 書面質問及び依頼事項への対応

### 質問への回答及び該当する資料等を準備する

#### ・書面質問

- 質問ごとに回答する
- 回答が困難な場合は、「実地調査時に回答」と記載し、その理由を付す。
- 回答に根拠やデータなどがある場合は、明示する。

#### ・依頼事項

##### 【実地調査前に求める資料】

- データで作成し、指定の方法で提出する。
- 基準項目の番号と順番でコードを付して、提出資料の一覧表を併せて提出する。
- 実地調査当日は、出力したものを基準ごとにまとめて、1部用意する。
- 提出することができない場合は、理由を記入する。

## ◆実地調査を受ける(事前準備を含む)



受審のてびき  
65、66ページ

書面質問及び依頼事項への対応

質問への回答及び該当する資料等を準備する

・依頼事項(つづき)

【実地調査時に確認したい資料】

→実地調査当日は、出力したものを基準ごとにまとめて、1部用意する。

→提出することができない場合は、理由を記入する。

【面談希望者】

→出席可能かどうか、などの対応を記入する。

【視察希望個所】

→対応可能かどうか、などを記入する。

→追加することにより、当初の視察ルート案を変更する場合には機構担当者に連絡をする。

## 各種手配をする

### 実地調査のための手配事項

- ・宿泊施設の手配
- ・移動手段の手配
- ・評価員会議室の手配
  - 規程集、議事録(原本)などの設置
  - エビデンス集(資料編)、追加資料などの設置 など
- ・面談会場の手配
  - 評価員会議室からの距離などを考慮する
- ・視察ルートの設定
  - 60分程度
  - 学部が独立しているキャンパスが複数ある場合は、原則として視察を行う
- ・面談者の選出
- ・昼食の手配



#### 面談者の選出

- ・自己点検評価書の内容について、質疑に対応できる人を選出
- ・評価チームの要望に対応する人を選出

例)

#### 大学責任者との面談

→理事長、学長、監事などの責任者

#### 学生との面談

→評価チームが要望する属性に対応した学生の選出

# ◆実地調査を受ける(事前準備を含む)

資料を提出する

## 会議用の資料を提出

### 【第1回評価員会議用資料】

- ・宿泊施設のパンフレット
- ・視察ルート案
- ・自己点検評価書作成における体制一覧
- ・会場平面図

### 【実地調査用資料】

- ・顔合わせ時の次第
- ・座席配置図
- ・面談スケジュール
- ・視察ルート

## ◆ 実地調査を受ける(事前準備を含む)

面談時の主な質問事項を確認する

### 面談時の主な質問事項

- ・実地調査の約1週間前に連絡する。
- ・実地調査までに準備し、面談等で回答する。
- ・面談時は、主な質問事項以外の質問を行う場合がある。
- ・学生との面談やその他のステークホルダーなどとの追加面談については、主な質問事項を作成しない。



## 当日の動き

### 実地調査時の注意事項

- ・学内の移動に関する誘導
- ・記録について
  - 写真撮影 → 事前に担当者にご連絡ください。
  - 録音 → 禁止。記録者が面談に同席しても構いません。
- ・追加の資料請求
  - 評価員から追加の資料等を求められた場合は、機構担当者を通して提出する。
- ・実地調査中、評価員会議室へ入室する際は、担当者へ連絡する。

## ◆最後に

認証評価に関する調査研究 第10号

自己点検評価書の作成に関する調査研究

(令和元(2019)～令和2(2020)年度)

目的: 大学及び短期大学の自己点検評価書作成を支援すること

対象: 認証評価第3期(平成30(2018)～令和2(2020)年度)に当機構の認証評価を受けた77大学

内容: ①データ分析 ②事例紹介

当機構ホームページで公開

[認証評価に関する調査研究 第10号](#)

